

## 人権週間に合わせて 特設人権相談所を開設します

国際連合は、昭和23年に「世界人権宣言」を採択し、その後、これを記念して12月10日を「人権デー」と定めました。

そして、この「人権デー」を最終日とする12月4日(日)から10日(土)までの1週間を「人権週間」と定め、法務省や全国人権擁護委員連合会では、人権意識の高揚を図るため関係機関や団体の協力を得てさまざまな行事を行っています。

市では、人権問題や日常生活全般についての相談所を毎月1回開設していますが、「人権週間」に合わせて、人権擁護委員

員全員(8人)による特設の人権相談所を開設します。

▼日時 12月7日(水)午前10時～午後3時

▼場所 忍・行田公民館第1A・B会議室

▼相談機関 熊谷人権擁護委員協議会行田部会

▼問い合わせ 人権推進課人権同和対策担当(内線221)



## 女性をめぐる人権問題について、 電話相談を受け付けます

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、11月14日(月)から20日(日)までを全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と設定し、夫やパートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、専用電話による相談を受け付けます。

- ▶日時 11月14日(月)～20日(日)午前8時30分～午後7時(19・20日は午前10時～午後5時)
- ▶相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員
- ▶電話番号 ☎0570-070-810(専用相談電話)
- ▶その他 秘密は厳守します。
- ▶問い合わせ 同局人権擁護課☎048-859-3507

## 行田市文化ゾーン地区都市再生整備計画の事後評価(原案)を公表します

市では、平成19年度から「行田市文化ゾーン地区都市再生整備計画」に基づき、国の交付金を受けて事業を行っています。今年度で5カ年の計画期間が終了することから、市では実施事業の検証および今後のまちづくり方策を策定するため、事後評価を実施しています。

このたび、次のとおり事後評価の原案を公表しますので、市民の皆さんの意見をお寄せください。

- ▶公表期間 11月1日(火)～16日(水)
- ▶公表場所 市ホームページ、まちづくり推進課、市政情報コーナー
- ▶意見提出先 行田市文化ゾーン地区都市再生整備計画の事後評価(原案)に対する意見(様式自由)を記入のうえ、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で同課に提出。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市まちづくり推進課【Eメール】machi@city.gyoda.lg.jp

なお、本計画で実施した事業および設定した指標は以下のとおりです。

整備概要図	実施事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南大通線道路改良工事</li> <li>・市道5.1-3号線道路改良工事</li> <li>・市道6.2-8号線照明灯等設置工事</li> <li>・水城公園多目的広場整備</li> <li>・文化財案内板・説明板設置</li> <li>・文化財案内パンフレット作成</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶設定指標(従前値→目標値)</li> <li>・市内循環バス利用客数(66,703人→70,000人)</li> <li>・忍城時代まつり観光客入込数(25,000人→30,000人)</li> <li>・アンケート満足度(39%→45%)</li> </ul>

詳細は市ホームページまたは公表場所に用意している資料をご覧ください。

- ▶問い合わせ 同課計画担当☎550-1550

## ご参加ください 埼玉県景観計画の変更に関する公聴会(説明会)

県が作成する埼玉県景観計画の変更に当たり、市民の皆さんの意見を伺うための公聴会(説明会)を開催します。

▼日時 11月21日(月)午前10時

▼場所 産業文化会館第3会議室

▼その他 申し込み不要のため、直接会場へお越しください。

▼問い合わせ 開発指導課建築指導担当(内線5612・5613)または埼玉県田園都市づくり課☎048-830-15367

## 行田市計画公園(水城公園、総合公園)の区域変更に関する案の縦覧を行います

▼日時 11月15日(火)～28日(月)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼場所 まちづくり推進課、埼玉県都市整備部公園スタジアム課

▼内容 行田市計画公園(水城公園、総合公園)の区域変更について

▼問い合わせ まちづくり推進課公園担当☎550-1550または埼玉県都市整備部公園スタジアム課☎048-830-5401